

各建築・住宅関係団体の長 殿

愛知県建築局建築指導課長

愛知県手数料条例の一部改正について（通知）

このことについて、別添のとおり改正しましたので通知します。  
なお、改正の内容は下記のとおりです。

記

1 改正内容

愛知県手数料条例を改正し、仮設建築物の建築及び用途変更に係る許可申請手数料の区分について、下表のとおり根拠規定の項ずれ等を改めた。

	改正後		改正前	
法 第 85 条	建築基準法第八十五条第六項 の規定に基づく許可に係るもの	120,000 円	建築基準法第八十五条第六項 の規定に基づく許可に係るもの	160,000 円
	建築基準法第八十五条第七項 の規定に基づく許可に係るもの	160,000 円	その他の許可に係るもの	120,000 円
法 第 87 条 の 3	建築基準法第八十七条の三第 六項の規定に基づく許可に係 るもの	120,000 円	建築基準法第八十七条の三第 六項の規定に基づく許可に係 るもの	160,000 円
	建築基準法第八十七条の三第 七項の規定に基づく許可に係 るもの	160,000 円	その他の許可に係るもの	120,000 円

2 施行日

令和4年7月5日

担 当 建築指導グループ（長橋、天野）

電 話 052-954-6586（ダイヤルイン）